所定疾患施設療養費Ⅰについて

介護老人保健施設において、入所者様の医療ニーズに適切に対応する観点から、
対象となる疾患を発症した場合における施設内で以下の対応をした場合に評価されることになりました。
厚生労働省が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費Ⅰの算定状況を公表いたします。

【算定要件】
所定疾患施設療養費（Ⅰ）は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に算定する。
また、以下の要件を満たす必要があります。
1. 所定疾患施設療養費（Ⅰ）は、1回に連続する7日を限度とし、月1回に限り算定する。
2. 所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定できない。
3. 診断名、診療期間、実施した検査、治療内容を診療録に記載する。
4. 請求に際して、診断、実施した検査、治療内容等を記載する。
5. 対象となる疾患と主な治療内容は以下のとおりです。

肺炎	血液検査、胸部レントゲン検査、抗生剤内服、点滴治療、酸素療法など 適宜必要な治療を行っています。
尿路感染症	尿検査、血液検査、抗菌薬投与、点滴治療など 適宜必要な治療を行っています。
帯状疱疹	抗ウイルス剤投与など適宜必要な治療を行っています。
蜂窩織炎	抗菌薬投与など適宜必要な治療を行っています。
慢性心不全の憎悪	利尿剤調整、酸素管理など適宜必要な治療を行っています。